

## 平成 28 年度第 4 回浦安市介護保険運営協議会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 1 月 19 日（木） 午後 1 時 15 分～午後 3 時

2. 開催場所 浦安市役所新庁舎 4 階 S 5 会議室

### 3. 出席者

（委員）工藤委員(会長)、岡崎委員、井村委員、山上委員、大塚委員、佐山委員、等々力委員、森下委員、大野委員、高橋委員、川田委員、原口委員、グスタフ ストランデル委員

（事務局）新宅健康福祉部長、大塚健康福祉部次長、川嶋介護保険課長、河野高齢者福祉課長、町山健康増進課長、小川猫実地域包括支援センター所長、富永新浦安駅前地域包括支援センター所長、藤川高洲地域包括支援センター所長、磯貝高齢者福祉課長補佐、小澤健康増進課課長補佐、須賀介護保険課副主幹、加納保険料係長、森林主査、奥山主任主事、山田主任主事、大師堂主任精神保健福祉士

### 4. 進行

1. 会長あいさつ

2. 議 題

（1）浦安市高齢者等実態調査、介護保険事業計画策定に伴う基礎調査及び日常生活圏域ニーズ調査の結果（速報値）及び調査報告書の方向性について

（2）介護予防・日常生活支援総合事業について

（3）浦安市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

（4）平成 29 年度予算案及び主要事業について

3. その他

4. 閉 会

### 5. 会議経過

議題（1）について

委員：基礎調査の調査概要の 14 ページ、事業者調査編の「④利用者への対応」の中で、事業者の収支状況が「赤字である」が 3 割を超えています。これは、事業者の 3 割が赤字なのですか。どのような現状なのでしょうか。

事務局：あくまでも、アンケート調査の回答結果についての概要ということで、傾向を記載しております。介護報酬等が介護事業所の主な収入になりますが、報酬は基本的に国で決められています。その中で、各事業者が経営の努力をされているというところ

ろだと思えます。一概に、アンケート調査の結果から全体の3割が赤字か、というのは推測の域を出ないと捉えています。

ただ、ここ最近、こういった経営状況の悪化等に対しては、国により、事業者の処遇改善の加算など報酬について上乘せするような制度改正が行われています。

他事務局：介護報酬の改定は3年に1度で、直近では平成27年の改定が行われましたが、その中でデイサービスの介護報酬にマイナス改定があり、経営が苦しくなっているということが一つあります。

もう一つ、次の改定は平成30年4月ですが、このような赤字の状況が続くものですから、厚労省が平成29年4月に臨時に1.1%介護報酬を引き上げるという報道がありました。国も状況を踏まえながら対応しておりますが、本市でも単独事業で、介護人材確保のため、介護事業者に対し、介護従業者のために借上げた住居の家賃補助や、デイサービスでの要介護度改善の際の奨励金交付などの対応策をとっております。

委員：アンケートでは3割ぐらいの事業者が経営が厳しいと出ていますが、実態は3割よりも厳しいのですか。そのあたりの感覚はどうですか。

事務局：具体的な数字でお示しはできませんが、私が介護事業者の皆さんと話しをする中では、やはり苦しいとお聞きしています。

委員：今回の調査で、40歳以上65歳未満の方の認知症に関する考え方で、認知症支援についての設問がありました。資料では最も多くなっているものだけが挙げてありますが、実際に就労している人たちの認知症に対する考え方等が、調査結果の中から今後分かってくるのかどうか、その辺を解析できたらよいと感じました。

事務局：皆様にお配りしたものは概要ということで、特徴的な所だけを抜粋しています。実際は、年齢階層別にも分析を予定しており、各年齢階層ごとの考えもわかってくると思っておりますので、丁寧に解析していきたいと思っております。

#### 議題（2）について

委員：「介護予防・日常生活支援総合事業利用の手引き」リーフレットの3ページ、要支援1、2の方が利用できるサービスの「介護予防サービス」と「介護予防・生活支援サービス事業」というのは具体的にどこが違いますか。

事務局：「介護予防サービス」につきましては、今までの既存のサービスの内容が主に含まれておりますので、要支援者を対象としたリハビリやショートステイのサービスなどがこちらに該当します。「介護予防・生活支援サービス事業」につきましては、ホ

ームヘルプとデイサービスが主なものとなります。

このように「介護予防サービス」と「介護予防・生活支援サービス事業」に分かれています。要介護認定の有効期間が切れる方から順次、およそ1年間かけて、今までの介護予防サービスから「介護予防・生活支援サービス事業」に移行していくこととなります。平成29年4月から随時変更になっていく方が増え、平成30年3月までに、ホームヘルプとデイサービスにつきましては全て「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。

また、介護予防ケアマネジメントの結果、リハビリやショートステイは「介護予防サービス」を使い、訪問型サービスについては「介護予防・生活支援サービス事業」を使うというように、両方使う方もこれから出てくると思います。

委員：総合事業の利用者は増えていくと思っていますが、サービスを実際に提供する事業者の数の把握はどうでしょうか。市内の事業者の中では、この総合事業にあたる介護サービスを積極的にやっていきたいという事業者は、それほど多くないと思います。サービス提供者が増えていくのかがとても気になります。

事務局：この総合事業に移行する介護サービス事業者につきましては、既存の介護予防サービスを提供してきた事業者が、引き続き総合事業のサービス提供をするということが大部分を占めると思います。また、この総合事業への参加を主体的に拒否するという事業者はありませんでした。

今後につきましては、提供主体の確保に向け、ボランティアやNPO団体が介護サービスの主体となれるように、市としても事業の構成を考え、事業への参入を促していきたいと考えているところです。

また、介護事業者においても、介護の専門資格のない方がサービスに従事できるような、より緩和された基準での事業実施がこの制度では可能となっておりますので、そうした事業の立ち上がりも、市として今後引き続き検討していきたいと思っています。

#### 議題（4）について

委員：要介護度改善奨励事業について、要支援2の方が1年たって要支援1になった場合に、どのぐらいの奨励金が事業者側に払われるのでしょうか。

事務局：要支援の場合には該当になりませんが、例えば要介護2以上の方の要介護度が1以上下がった場合には、月額2万円です。

委員：要介護度改善奨励事業について、平成29年度から施設サービスを行う事業者も対象になるというのは、特別養護老人ホームのみですか。

事務局：具体的な対象施設はまだ決まっておりませんが、特別養護老人ホームは対象にしたいと考えています。老健施設については、検討して結論を出していきたいと思っています。

委員：可能ならば特定施設もぜひお願いします。

事務局：他市でやっているところもあります。品川区はやっているようなので、そちらを参考にしながら決めさせていただきたいと思います。

委員：高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業は、最初の1回は無料ですが、2回目以降は全額自己負担となっています。これは高額だからなのでしょう。

事務局：高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種につきましては、国の予防接種法で定期接種化される前に、浦安市独自で65歳以上の方に5年に1回ということで実施しておりました。その後、後追いで国が定期接種化しましたが、その際国としては一生に1回ということで制度設計をしました。今現在まだ始まってから時間が経っておらず、どのぐらいでワクチンの効果が切れるかが実証されておられませんので、今のところ国の方では一生に1回打てば大丈夫だと考えていると聞いております。今後またそのあたりは見直しをされるのではないかと考えています。

委員：私は5年に1回しないと効果がないと聞いております。

事務局：そのあたりが私どもは素人なので難しいのですが、厚生労働省の方で検討した結果、まだそれほど時間が経過していないので実証はされていませんが、5年に一度でなくても大丈夫だろうということで制度がスタートしたと聞いています。

委員：5年で効果がなくなると思い、自己負担でやりましたが、8,000円くらいかかります。せめて半額でも補助してくれるとよいと思っています。

事務局：過去に浦安市では5年に1度ということでやっておりましたので、まだ勘違いされていて、接種できると思って来た方もいらっしゃいます。そのあたりを今後周知していきたいと思っています。

## 6. 問い合わせ先

健康福祉部介護保険課保険料係 担当 加納・奥山

電話 047-351-1111 内線 15505・15506